

## 岩沼市農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づく岩沼市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が令和9年2月に満了となることから、以下のとおり新たな推進委員の募集を行います。

### 1. 募集人数、任期等

#### (1) 募集人数

7人（別表の区分により募集します。）

#### (2) 任期

委嘱の日から令和12年2月18日（月）まで

#### (3) 身分

地方自治法第203条の2に規定する岩沼市の特別職の非常勤職員

#### (4) 報酬

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第5号）に基づき支給します。

基本給 月額19,600円

能率給（活動実績） 月額 6,000円

能率給（成果実績） 農林水産省が定める算式に基づき算出した額

### 2. 職務内容

#### (1) 担当区域における農地等の利用の最適化の推進に資する業務

担い手等への農地の集積・集約や、遊休農地等の発生防止・解消の取り組みなど、主に現場活動を中心に業務を行います。また、農地の集積・集約に関しては、農地中間管理機構及び農業委員との連携を図りながら効果的に業務を行います。

#### (2) 農家からの相談対応及び地域の会合等への参加

農家からの農業に関する様々な相談に対応するとともに、地域で行われる農業に関する様々な会合等に積極的に参加し、人と農地のマッチングを行います。

(3) 各種会議、研修会等への出席

業務に関連する各種会議や研修会に出席します。

3. 推薦を受ける方、応募する方の資格

推進委員として推薦を受ける方及び応募することができる方は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方になります。ただし、以下のいずれかに該当する方は、推進委員になることができません。

- ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 募集期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで ※必着

5. 応募方法及び推薦・応募様式

規定の様式に必要な事項を記入の上、募集期間中に郵送または持参により農業委員会事務局まで提出してください。

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

① 農業者（3名以上）からの推薦の場合

- ・岩沼市農地利用最適化推進委員候補者届（様式第1号）
- ・岩沼市農地利用最適化推進委員推薦書（個人推薦）（様式第2号）

② 農業者により組織される法人若しくは団体又はその他の関係者からの推薦の場合

- ・岩沼市農地利用最適化推進委員候補者届（様式第1号）
- ・岩沼市農地利用最適化推進委員推薦書（法人又は団体推薦）（様式第3号）

③ 応募の場合

- ・岩沼市農地利用最適化推進委員候補者届（様式第1号）
- ・岩沼市農地利用最適化推進委員応募届出書（様式第4号）

6. 選考方法

提出された書類をもとに推進委員候補者評価委員会において審査を行います。必要に応じて面接等を行う場合があります。

## 7. 選考結果の通知

結果は、推薦及び応募された方に文書で通知します。

## 8. 応募者等の公表について

募集期間の中間（7月下旬）及び期間終了後（8月下旬）に、推薦する方（推薦者）、推薦を受ける方（候補者）、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を市ホームページへの掲載により公表します。

## 9. 個人情報の取扱い

募集に際して提出された書類等は返却しません。なお、募集に関して取得した個人情報は、選考に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出された書類の記載内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会を行います。

## 10. その他

農業委員と推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼ねることはできません。

## 11. 提出先及び問合せ先

岩沼市農業委員会事務局（岩沼市役所3階）

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0712

FAX：0223-22-1264

別表（1.（1）関係）

区 域 名	担当行政区	定数
西部 地区	原 玉崎上 玉崎下 根方南 根方北 北長谷南 北長谷北 松ヶ丘第一 松ヶ丘第二 三色吉南 千貫団地 三色吉中 平等団地 三色吉北 長岡上 長岡下 小川上 小川下 志賀上 志賀中 志賀下	3人
中央 地区	吹上第一西 吹上第一東 吹上第二 吹上第三 桑原第二 桑原第三 桑原西 桑原第一 阿武隈 阿武隈団地 藤浪西 本町第二 稲荷町 本町第一 二木第一 二木第二 大手町 中央一丁目第一 中央一丁目第二 中央一丁目第三 桜第一南 桜第一西 桜第一東 桜第二 中央二丁目 館下第一 館下第二 中央三丁目第一 中央三丁目第二 桜第三 相の原団地 桜第四 桜第五 未広 相の原 相の原第二 中央四丁目第一 中央四丁目第二 中央四丁目第三 栄町北 栄町中央 栄町南 栄町東 土ヶ崎第一北 土ヶ崎第一南 土ヶ崎第二 土ヶ崎第三北 土ヶ崎第三南 たけくま第三 たけくま第一西 たけくま第一東 朝日西 朝日東第一 朝日東第二 たけくま第二西 たけくま第二東 梶橋 相の原第三	1人
東部 地区	寺島 蒲崎北 蒲崎南 新浜 早股上 早股中 早股下一 早股下二 長谷釜 押分 里の杜北 里の杜南 押分団地 林一 玉浦西一丁目 玉浦西二丁目 玉浦西三丁目西 玉浦西三丁目東 玉浦西四丁目 林二 恵み野西 恵み野東 二野倉 下野郷上 下野郷下 矢野目上 矢野目中 矢野目下一 矢野目下二 相野釜 藤曾根	3人